

静岡県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月15日

静岡県知事 川勝平太

### 静岡県条例第37号

静岡県立自然公園条例の一部を改正する条例

静岡県立自然公園条例（昭和36年静岡県条例第53号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章～第4章（略）	第1章～第4章（略）
	<u>第4章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置（第38条の2—第38条の6）</u>
第5章・第6章（略）	第5章・第6章（略）
第7章 雑則（第51条）	第7章 雑則（第51条・ <u>第51条の2</u> ）
第8章・第9章（略）	第8章・第9章（略）
附則	附則
（県等の責務）	（県等の責務）
<b>第3条</b> 県、市町、事業者及び自然公園の利用者は、静岡県環境基本条例（平成8年静岡県条例第24号）第3条に定める環境の保全及び創造についての基本理念にのっとり、優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。	<b>第3条</b> 県、市町、事業者及び自然公園の利用者は、静岡県環境基本条例（平成8年静岡県条例第24号）第3条に定める環境の保全及び創造についての基本理念にのっとり、優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように、それぞれの立場において <u>努めるとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。</u>
2（略）	2（略）
（公園計画の決定）	（公園計画）
<b>第7条</b> （略）	<b>第7条</b> （略）
	<u>2 公園計画は、自然公園ごとに、当該自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。</u>
	<u>3 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができ</u>

2 (略)

(公園計画の廃止及び変更)

**第8条** (略)

2 前条第2項の規定は、知事が公園計画を廃止し、又は変更したときについて準用する。

(公園事業の決定)

**第9条** 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。

2・3 (略)

る。

4 (略)

(公園計画の廃止及び変更)

**第8条** (略)

2 前条第4項の規定は、知事が公園計画を廃止し、又は変更したときについて準用する。

(協議会による公園計画の変更の提案)

**第8条の2** 第15条の2第1項に規定する協議会は第15条の3第1項に規定する利用拠点整備改善計画について、第38条の2第1項に規定する協議会は第38条の3第1項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な公園計画の変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

(公園事業の決定)

**第9条** 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。この場合において、審議会が軽微な事項と認めるものについては、審議会の意見を聴くことを要しない。

2・3 (略)

(協議会による公園事業の決定等の提案)

**第9条の2** 第15条の2第1項に規定する協議会は、知事に対し、第15条の3第1項に規定する利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園事業の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園事業の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた

(公園事業の執行)

第10条 (略)

(承継)

第12条 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その公園事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下この項において「合併法人等」という。）が知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

2・3 (略)

4 第2項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

(原状回復命令等)

第15条 (略)

公園事業の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

(公園事業の執行)

第10条 (略)

(承継)

第12条 公園事業者（第10条第3項の認可を受けた者に限る。）が県及び公共団体以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

2 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その公園事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下この項において「合併法人等」という。）が知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

3・4 (略)

5 第3項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

(原状回復命令等)

第15条 (略)

(自然公園における協議会)

第15条の2 自然公園の区域をその区域に含む

市町は、単独で又は共同して、当該自然公園の区域内における第33条第1項に規定する集団施設地区その他の公園の利用のための拠点（以下「利用拠点」という。）となる区域（以下「利用拠点区域」という。）について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- (1) 当該市町
- (2) 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行すると見込まれる者
- (3) 当該利用拠点区域内の施設、土地又は木竹であつて利用拠点の整備改善に関する事業（以下「利用拠点整備改善事業」という。）に係るものの所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者
- (4) その他当該市町が必要と認める者

3 当該自然公園の区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあつては、市町に対して、第1項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。

4 市町は、第1項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号に掲げる者であつて第1項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する市町に対して、自己を当

該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

6 前項の規定による申出を受けた市町は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。

7 第1項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

8 第1項に規定する協議会において協議が調った事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、第1項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。

(利用拠点整備改善計画の認定)

**第15条の3** 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町の区域内の自然公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 利用拠点整備改善計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）

(2) 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針

(3) 利用拠点整備改善計画の目標

(4) 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期

(5) 第10条第2項の承認又は同条第3項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項

(6) 第10条第6項の承認若しくは認可又は同条第9項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの

(7) 計画期間

(8) その他規則で定める事項

3 利用拠点整備改善計画は、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画に適合するものでなければならない。

4 知事は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(1) 公園計画に照らして適切なものであること。

(2) 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。

(3) 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

6 知事は、第4項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない

らない。

(認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更)

**第15条の4** 前条第4項の認定を受けた利用拠点

整備改善計画の変更をしようとするときは、第15条の2第1項に規定する協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該協議会の構成員である市町及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第4項の認定(前項の変更の認定を含む。次条第1項及び第15条の6において同じ。)を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第4項から第6項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

**第15条の5** 知事は、第15条の3第4項の認定

を受けた利用拠点整備改善計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。)が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(公園事業に関する特例)

**第15条の6** 利用拠点整備改善事業を実施しよ

うとする者が、その利用拠点整備改善計画について第15条の3第4項の認定を受けたときは、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、

(報告徴収及び立入検査)

**第16条 (略)**

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特別地域)

**第19条 (略)**

2～7 (略)

8 次に掲げる行為については、第4項から前項までの規定は、適用しない。

(1) 公園事業の執行として行う行為

第10条第2項若しくは第6項の承認若しくは同条第3項若しくは第6項の認可を受け、又は同条第9項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により承認若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

(報告徴収及び立入検査)

**第16条 (略)**

2 知事は、第9条からこの条までの規定の施行に必要な限度において、第15条の3第4項の認定(第15条の4第1項の変更の認定を含む。)を受けた者に対し、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画(変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。)の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特別地域)

**第19条 (略)**

2～7 (略)

8 次に掲げる行為については、第4項から前項までの規定は、適用しない。

(1) 公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事業(認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。以下同じ。)として行う行為

(2) (略)

(3)・(4) (略)

(利用調整地区)

**第20条** (略)

2 (略)

3 何人も、知事が定める期間内は、次条第1項又は第7項の認定を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 公園事業を執行するために立ち入る場合

(4) (略)

(5)～(7) (略)

(条件)

**第28条** 第19条第4項及び第20条第3項第7号の許可には、自然公園の風致又は景観を保護するために必要な限度において、条件を付することができる。

(普通地域)

**第29条** (略)

2～6 (略)

7 次の各号に掲げる行為については、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

(1) 公園事業の執行として行う行為

(2) (略)

(2) (略)

(3) 認定自然体験活動促進事業（第38条の5第1項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第38条の2第2項第2号に規定する自然体験活動促進事業をいう。以下同じ。）として行う行為

(4)・(5) (略)

(利用調整地区)

**第20条** (略)

2 (略)

3 何人も、知事が定める期間内は、次条第1項又は第7項の認定を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 公園事業を執行するため、又は認定利用拠点整備改善事業を行うために立ち入る場合

(4) (略)

(5) 認定自然体験活動促進事業を行うために立ち入る場合

(6)～(8) (略)

(条件)

**第28条** 第19条第4項及び第20条第3項第8号の許可には、自然公園の風致又は景観を保護するために必要な限度において、条件を付することができる。

(普通地域)

**第29条** (略)

2～6 (略)

7 次に掲げる行為については、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

(1) 公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事業として行う行為

(2) (略)

(3)～(6) (略)

(県に関する特例)

**第30条** 県又は県の機関が行う行為については、第19条第4項及び第20条第3項第7号の規定による許可を受けることを要しない。この場合において、県又は当該県の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

2 (略)

3 知事は、前条第1項の規定による届出の例による通知があつた場合において、当該公園の風景を保護するため必要があると認めるときは、県又は当該県の機関に対し、風景の保護のために執るべき措置について協議を求めることができる。

(報告徴収及び立入検査等)

**第32条** 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第19条第4項若しくは第20条第3項第7号の規定による許可を受けた者又は第29条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第19条第4項、第20条第3項第7号、第29条第2項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員に、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第19条第4項各号、第20条第3項第7号若しくは第29条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3・4 (略)

(3) 認定自然体験活動促進事業として行う行為

(4)～(7) (略)

(県に関する特例)

**第30条** 県又は県の機関が行う行為については、第19条第4項及び第20条第3項第8号の規定による許可を受けることを要しない。この場合において、県又は当該県の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

2 (略)

3 知事は、前条第1項の規定による届出の例による通知があつた場合において、当該自然公園の風景を保護するため必要があると認めるときは、県又は当該県の機関に対し、風景の保護のために執るべき措置について協議を求めることができる。

(報告徴収及び立入検査等)

**第32条** 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第19条第4項若しくは第20条第3項第8号の規定による許可を受けた者又は第29条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第19条第4項、第20条第3項第8号、第29条第2項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第19条第4項各号、第20条第3項第8号若しくは第29条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3・4 (略)

(利用のための規制)

**第34条** 自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1)・(2) (略)

2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。

3 (略)

(報告徴収)

**第38条** (略)

(利用のための規制)

**第34条** 自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

(1)・(2) (略)

(3) 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであつて、当該自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号又は第3号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。

3 (略)

(報告徴収)

**第38条** (略)

#### 第4章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置

(協議会)

**第38条の2** 自然公園の区域をその区域に含む市町は、単独で又は共同して、当該自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

(1) 当該市町

(2) 当該自然公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業（以下「自然体験活動促進事業」という。）を実施し、又は実施すると見込まれる者

(3) 当該市町の区域内の施設、土地又は木竹であつて自然体験活動促進事業に係るものの所有者、使用及び収益を目的とする権利

を有する者又は管理者

(4) その他当該市町が必要と認める者

3 第15条の2第3項から第9項までの規定は、第1項に規定する協議会について準用する。この場合において、同条第3項中「公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善」とあるのは「自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「第38条の2第1項」と、同条第5項中「当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号」とあるのは「当該自然公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者及び第38条の2第2項第3号」と読み替えるものとする。

(自然体験活動促進計画の認定)

第38条の3 前条第1項に規定する協議会（以下この項及び次条第1項において単に「協議会」という。）において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町の区域内の自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 自然体験活動促進計画の区域（以下この

条において「計画区域」という。)

- (2) 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針
- (3) 自然体験活動促進計画の目標
- (4) 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施主体
- (5) 計画期間
- (6) その他規則で定める事項

3 知事は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- (1) 公園計画に照らして適切なものであること。
- (2) 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。
- (3) 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 知事は、第3項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならない。

(認定を受けた自然体験活動促進計画の変更)

**第38条の4** 前条第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該協議会の構成員

である市町及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第3項の認定（前項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を、知事に届け出なければならない。

3 前条第3項から第5項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

（認定の取消し）

**第38条の5** 知事は、第38条の3第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第1項において「認定自然体験活動促進計画」という。）が第38条の3第3項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

（報告徴収及び立入検査）

**第38条の6** 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第38条の3第3項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

## 第5章 風景地保護協定

(風景地保護協定の締結等)

**第39条** 県若しくは市町又は第45条第1項の規定により指定された公園管理団体で第46条第1号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域（海域を除く。）内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「風景地保護協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

(1)～(5) (略)

2～5 (略)

(指定)

**第45条** 知事は、自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

2～4 (略)

(業務)

**第46条** 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)・(2) (略)

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## 第5章 風景地保護協定

(風景地保護協定の締結等)

**第39条** 県若しくは市町又は第45条第1項の規定により指定された公園管理団体で第46条第1項第1号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該自然公園の区域（海域を除く。）内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「風景地保護協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

(1)～(5) (略)

2～5 (略)

(指定)

**第45条** 知事は、自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であつて、次条第1項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

2～4 (略)

(業務)

**第46条** 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

(4) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

(5) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

**第47条** 公園管理団体は、県及び市町との密接な連携の下に前条第1号に掲げる業務を行わなければならない。

(実地調査)

**第51条** (略)

## 第8章 罰則

**第52条** 第15条第1項又は第31条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(3) 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

**2** 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

(1) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

(2) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

(3) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

(4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

**第47条** 公園管理団体は、県及び市町との密接な連携の下に前条第1項第1号に掲げる業務を行わなければならない。

(実地調査)

**第51条** (略)

(利用の増進のための情報の提供等)

**第51条の2** 県は、自然公園の利用の増進に資するため、県内外における自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。

## 第8章 罰則

**第52条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条第1項又は第31条第1項の規定に

**第53条** 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第6項の規定に違反して、第10条第4項各号に掲げる事項を変更した者（第10条第3項の認可を受けた者に限る。）
- (2) 第10条第10項の規定により認可に付された条件に違反した者
- (3) 第19条第4項又は第20条第3項の規定に違反した者
- (4) 偽りその他不正の手段により第21条第1項又は第7項の認定を受けた者
- (5) 第28条の規定により許可に付された条件に違反した者

**第55条** 第11条、第29条第2項又は第48条の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

**第56条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (2) 偽りその他不正の手段により第21条第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）の立入認定証の再交付を受けた者
- (3) 第24条第4項の許可を受けないで認定関係事務の全部を廃止した者
- (4) 第27条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定に

よる命令に違反したとき。

(2) 第19条第4項の規定に違反したとき。

**第53条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第3項の認可を受けた者が、同条第6項の規定に違反して、同条第4項各号に掲げる事項を変更したとき。
- (2) 第10条第10項の規定により認可に付された条件に違反したとき。
- (3) 第20条第3項の規定に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により第21条第1項又は第7項の認定を受けたとき。
- (5) 第28条の規定により許可に付された条件に違反したとき。

**第55条** 第11条、第29条第2項又は第48条の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

**第56条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第1項若しくは第2項、第27条第1項若しくは第38条の6第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第21条第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）の立入認定証の再交付を受けたとき。
- (3) 第24条第4項の許可を受けないで認定関係事務の全部を廃止したとき。

よる立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(5) 第29条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(6) 第29条第5項の規定に違反した者

(7) 第32条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(8) 第32条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(9) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第34条第1項第1号に掲げる行為をした者

(10) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第34条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号に掲げる行為をした者

(11) 第51条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

(4) 第29条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、同項各号に掲げる行為をしたとき。

(5) 第29条第5項の規定に違反したとき。

(6) 第32条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(7) 第32条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(8) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第34条第1項第1号に掲げる行為をしたとき。

(9) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第34条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号又は第3号に掲げる行為をしたとき。

(10) 第51条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げたとき。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和4年8月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。